

第七條 本會役員ノ任期ハ左ノ通リトス

一、理事長ハ兼任理事、理事ノ任期ヲ各一ケ年トス

但シ再選ヲ妨グズ

二、幹事ハ同一船ニ乗船中ノミニシテ無期限トス

第八條 各役員ハ名譽職トシ、在陸軍役員ノミニ手當ヲ支給ス

第九條 本會ノ會費ハ金銀兩也トシ、毎月之ヲ前納スルモノトス

但シ入隊及戰時動員令ニ依リ召集セラレタル者ハ本人ノ届出アリタル者ニ

限リ其期間中會費ヲ免除シ下船中ノ者ハ乗船後迄納入ヲ猶豫スルコトヲ得

第十條 會費其他ノ納入金ハ如何ナル理由アルトモ遅戻セズ

第十一條 本會ノ會員ヲラントスル者ハ申込書ニ記名調印ノ上會費一ケ月分ヲ添へ本

支店事務所若シテハ船内幹事ニ申込ムベシ

第十二條 會員ニシテ本會ヲ退會セントスル者ハ其理由ヲ理事長ニ申出テ承認ヲ求ム

ベシ

第十三條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ會員タルノ義務ヲ違フハ爾時ハ理事會

ノ決議ヲ經テ除名處分ヲ行フコトアルベシ

第十四條 滿三十以上本會役員タルノ義務ヲ果シタル者ニシテ疾病ノ爲メ三ケ月以上

職務ニ従事シ能ハサル者ニ限リ本人ノ申出ニ依リ毎月給料ノ全額ヲ三ケ月間貸

與スルコトヲ得此場合ハ醫師ノ診断書及確實ナル保證人二名ヲ要シ之ヲ返済ハ

全快就業ノ月ヨリ毎月々給ノ四分ノ一宛還戻スルモノトス